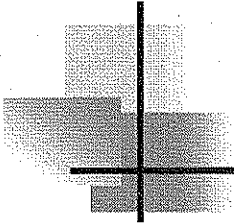


就職における福祉施設の役割

平成20年9月3日

鳥取県障害福祉課長 吹野英明



目次

- 1 障害者自立支援法の理念 ……3
- 2 今後の障害者福祉のあり方 ……10
- 3 「働きたい」を支援 ……18
- 4 障害福祉サービス事業所として
利用者と何を約束するか ……23

1 障害者自立支援法の理念

障害保健福祉の直面する課題

支援費制度の施行（15年4月～）により新たにサービスの利用者が増え、地域生活支援が前進

しかし

- 新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大。今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難。
- 大きな地域格差（全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差）
- 障害種別ごとに大きなサービス格差、制度的にも様々な不整合、精神障害者は支援費制度にすら入っていない
- 働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない

つまり

障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が十分に整備されていない

障害者自立支援法の目的

障害者自立支援法第1条(目的)

この法律は、…… 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障害者自立支援法のねらい

- 精神障害施策を含め、障害施策全体の一層の底上げを実現する。
 >>>> 地域格差の是正、より多くの方々に障害サービスを提供
- このことは、3障害を区別しないという障害者基本法の理念の実現でもある。
- 具体的には、次の5つの柱で改革を目指す。

障害者施策を3障害一元化 (障害者基本法の理念の実現)

- 3障害の制度格差を解消し、
精神障害者を対象に

利用者本位のサービス体系に

- 規制緩和を進め空き教室、
空き民家、NPO等を活用し、
地域にサービスを展開

安定的な財源の確保

- 国の費用負担の責任を強化
(費用の1/2を国負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、
皆で支える仕組みに

自立と共生の 社会の実現

働きたい気持ちを本気で支援

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

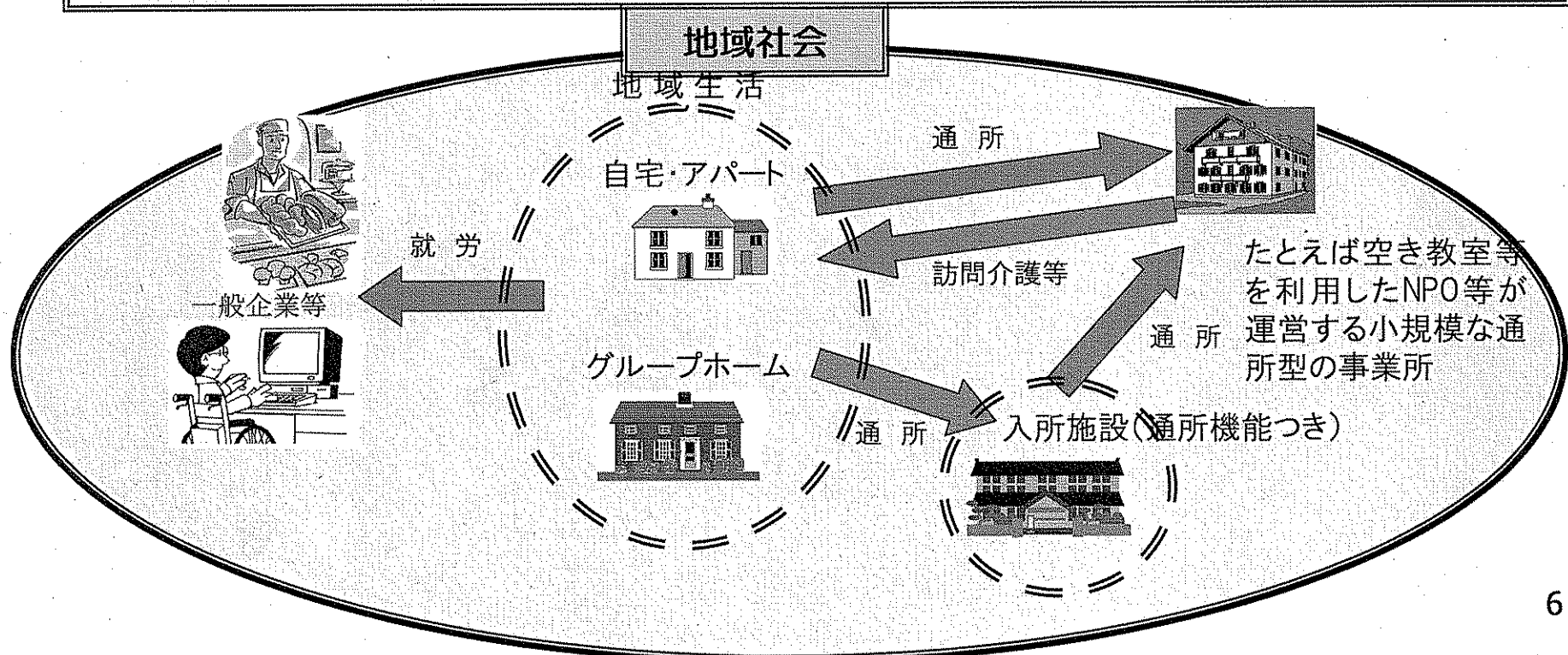
住民に説明責任の果たせる 透明な制度

- 客観的な尺度を導入
(障害程度区分)
- 審査会の意見聴取など
支給決定プロセスを透明化

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせ、働ける地域社会づくり～

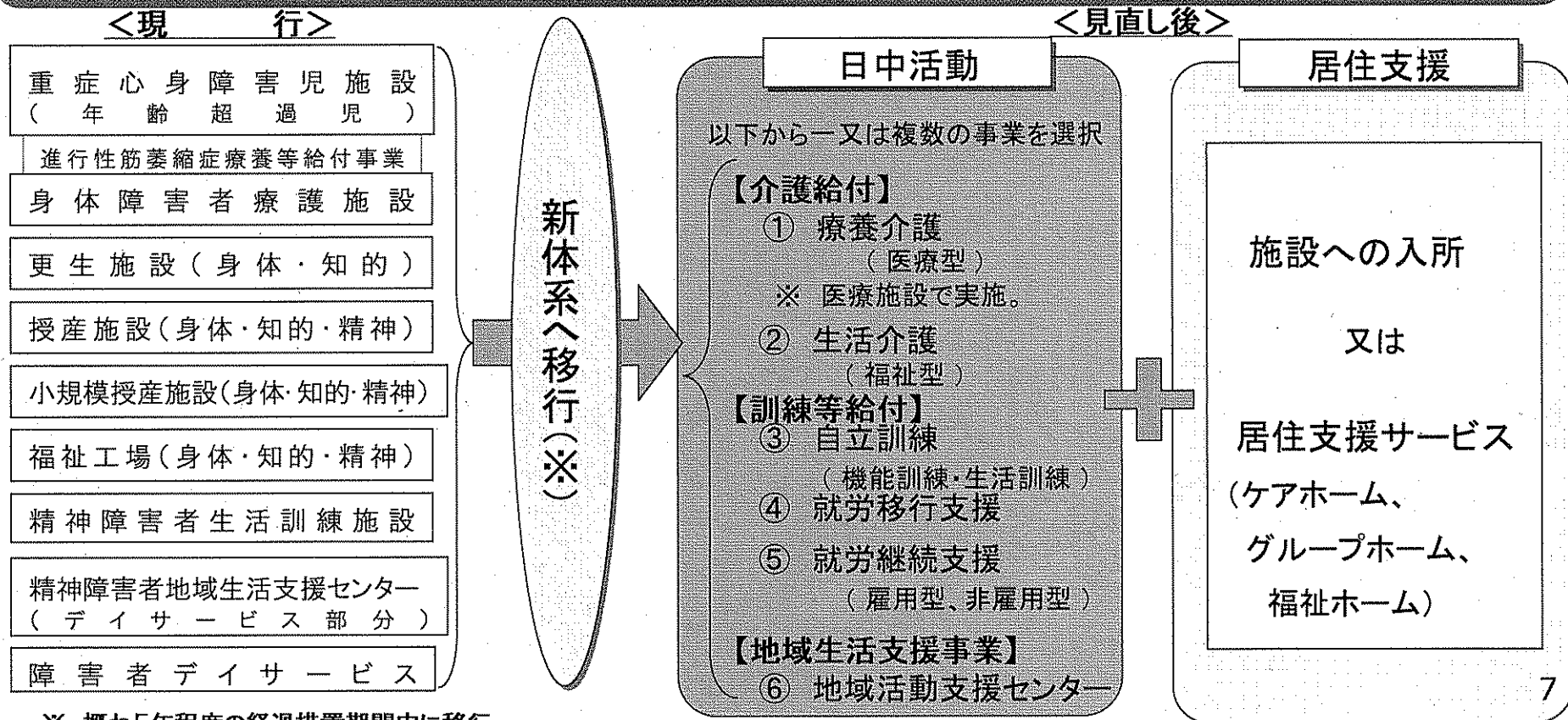
- 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- 障害ある人の働きたい気持ちをかなえられる社会づくり
- 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり



施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した**33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。**

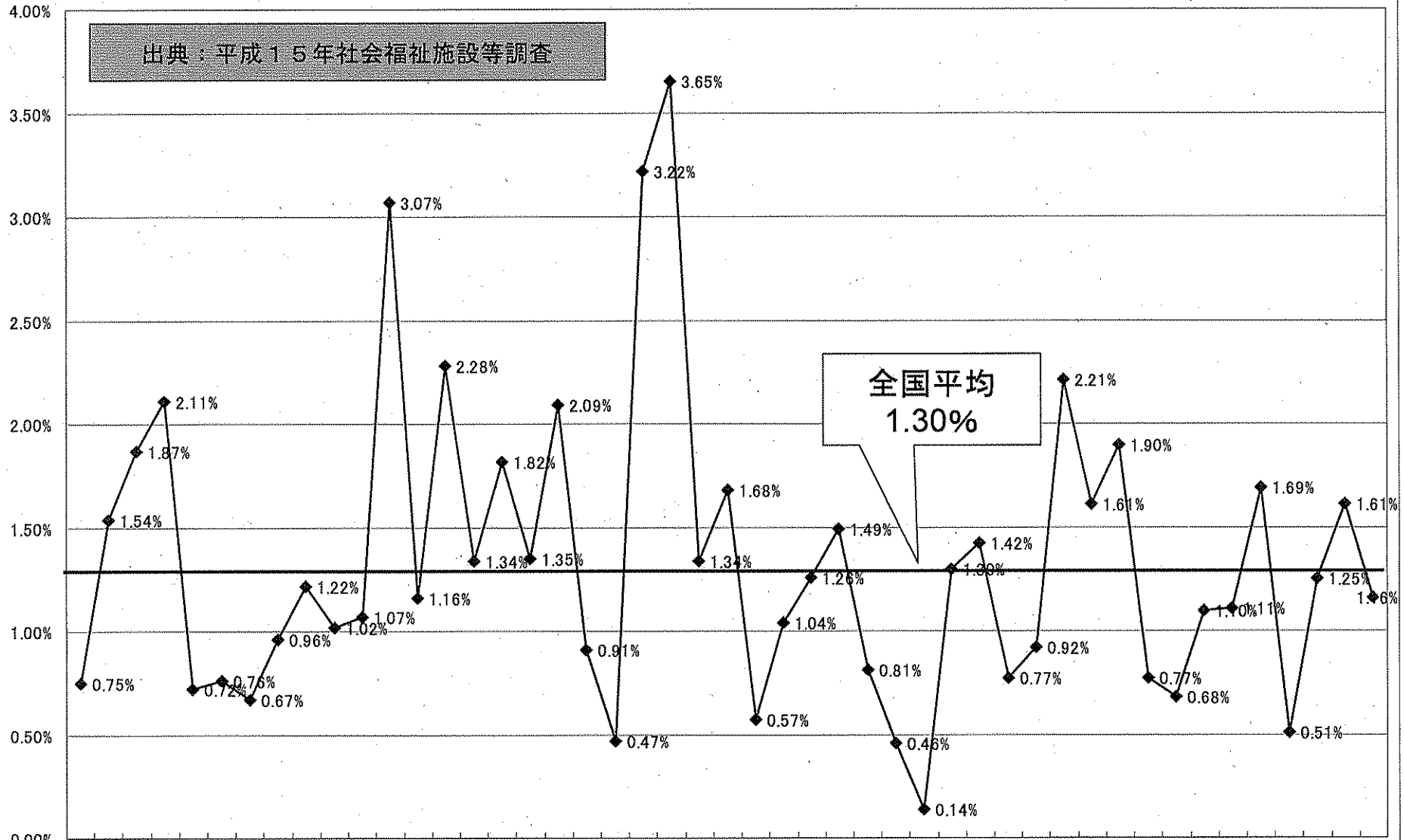
- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

授産施設を出て就職した障害者の割合

出典：平成15年社会福祉施設等調査



全国平均
1.30%

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

障害福祉の理念と制度の不整合

区分	制度	主体	サービス内容	課題
H15	措置制度 〔行政処分〕	行政	入所施設中心 施設：義務的経費 在宅：裁量的経費	○サービス提供側の論理が優先 効率化、合理化、集団処遇 →当事者のニーズが満足されにくい
	支援費制度 〔契約制度〕	当事者 (本人)	☆地域生活支援の芽生え ☆措置制度のサービス内容をそのまま引き継ぎ	○報酬等が依然として施設中心 →ニーズを満たすと経営破綻へ ○在宅サービスの急増→財政破綻
H18	障害者自立支援法 〔契約制度〕	当事者 (本人)	地域生活・就労支援を目指す 障害福祉サービス：義務的経費 サービスを選択：日中+居住 日割り	<p>地域生活支援のサービスの不足</p> ○急激な制度変更（サービス不足のまま） 地域生活支援の報酬単価が依然低い ○利用者負担（サービスを利用できない）

将来への不安

当事者主体のサービス選択

緊急措置・抜本的な見直し
○利用者負担の軽減、報酬の見直し等

2 今後の障害者福祉のあり方

○ 利用者のニーズを踏まえたサービスの展開を
（「利用者本位」がキーワード）

・日割計算で施設経営が大変

利用者に選ばれるサービス（新事業体系へ）へ

自立支援給付費は本来、利用者に支給するもの

→従来は、社会資源がなく施設入所や長期入院

3障害一元化をうまく運用し、利用者が増えている事業所

→精神障害者は支援したことがないと断っている事業所

*お客様が、サービスを自由に組み合わせ、選べる

ことは当たり前のこと。ニーズに応じた支援へ転換

○ 障害ある方の地域での生活、働く夢の実現を
（「地域移行」「就労支援」がキーワード）

- ・地域生活を支える資源も徐々に充実（施策の転換）
- ・既存施設もサービス内容の転換を
自立を支援する通過型の支援へ

* 障害ある方は、地域での生活を望んでいる。

* 本当に「働きたい。」「工賃が上がったらいい。」と
思っている。

○ 障害ある方を支えていく地域を育む
(「地域」がキーワード)

*「地域」は、色々な力を秘めた無限の資源。

* 地域の創意工夫を生かしながら、住民とともに
考え、作り上げる「地域福祉」を実現

(これこそが市町村の仕事)

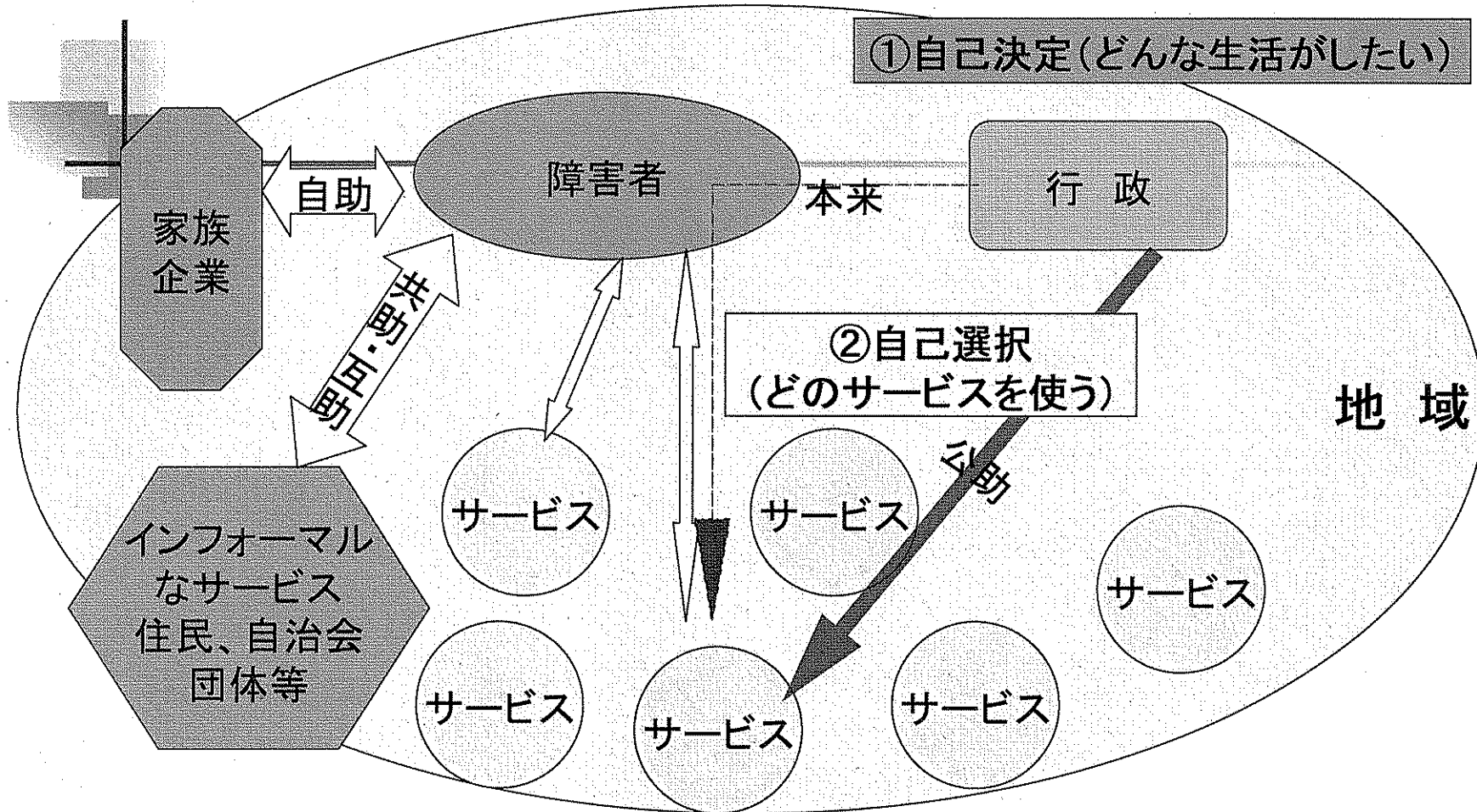
→ ニーズ・課題の把握

→ 地域の仕組みの創設(自助・共助・公助)

* 地域自立支援協議会が中心となって検討

市町村障害福祉計画で目標設定、計画的に整備

これからの地域のあり方と課題



- 1 自己決定: 本人の自己決定ができているか
 支援者は自己決定を支援しているか? 成年後見制度の活用は?
- 2 自己選択: 選択できるサービスがあるか
 サービスの量、種類、質は? 自助、互助、共助、公助を含めた地域は?

障害がある方がまずは消費者に

○障害福祉サービスの選択

ニーズに応じてサービス内容と対価から選択

→ 選ばれる緊張感から質の向上
ニーズに応じたサービスへの転換

→ 社会資源の創設(地域生活、就労支援のサービス)

○消費するために働く(←何のために働くのか?)

→ 働くことのインセンティブ(動機付け)を
豊かな生活のために

洋服、食事、住居、家電、旅行、趣味等

ある利用者からの声（県民の声）

20. 7. 14 葉書にて受付

公的機関から福祉（授産施設）の補助金について

毎月の補助金ですが、介護、訓練費などですが介護を受ける者が仕事ができるわけではありません

又、訓練ですが単純な内職をしています。訓練になるのでしょうか

補助金の中から5千円でも利用者に配分すべきではないかと思えます。

不況の折、施設への補助金は多すぎますし、サービスも受けていません。内職はしています。

一般就労を目標とするとの考え方について

就労についても本人の選択によってサービスを選択することができる。

一般就労を希望

①就労移行支援

②就労継続支援事業A型(雇用契約)や就労継続支援事業B型等を利用しながら次のステップを目指す。

福祉的就労を希望

①就労継続支援事業A型、B型

②生活介護、自立訓練(生活訓練)、地域活動支援センター等のサービスを受けながら工賃を受けることも可能。

*なお、障害者自立支援法はどんなに障害が重い方であっても、本人が一般就労を希望されるのであれば、支援者(サービス提供者)はその実現に向け努力することを求めている。

(利用者は、ニーズを満たすためにサービスを利用するのであって支援者が勝手に可能性を決めつけない。)

「働く」に求められること

- 時間を守ることができる
- 挨拶ができる
- 指示に従うことができる 等

障害福祉サービス事業所として、利用者
にどんな支援を行うことが求められますか？

3 「働きたい」を支援

「働きたい」を支援するイメージ

従 来

- 社会資源が不足、利用できるだけであリがたい
- 保護者自ら作業所立ち上げ

現 在

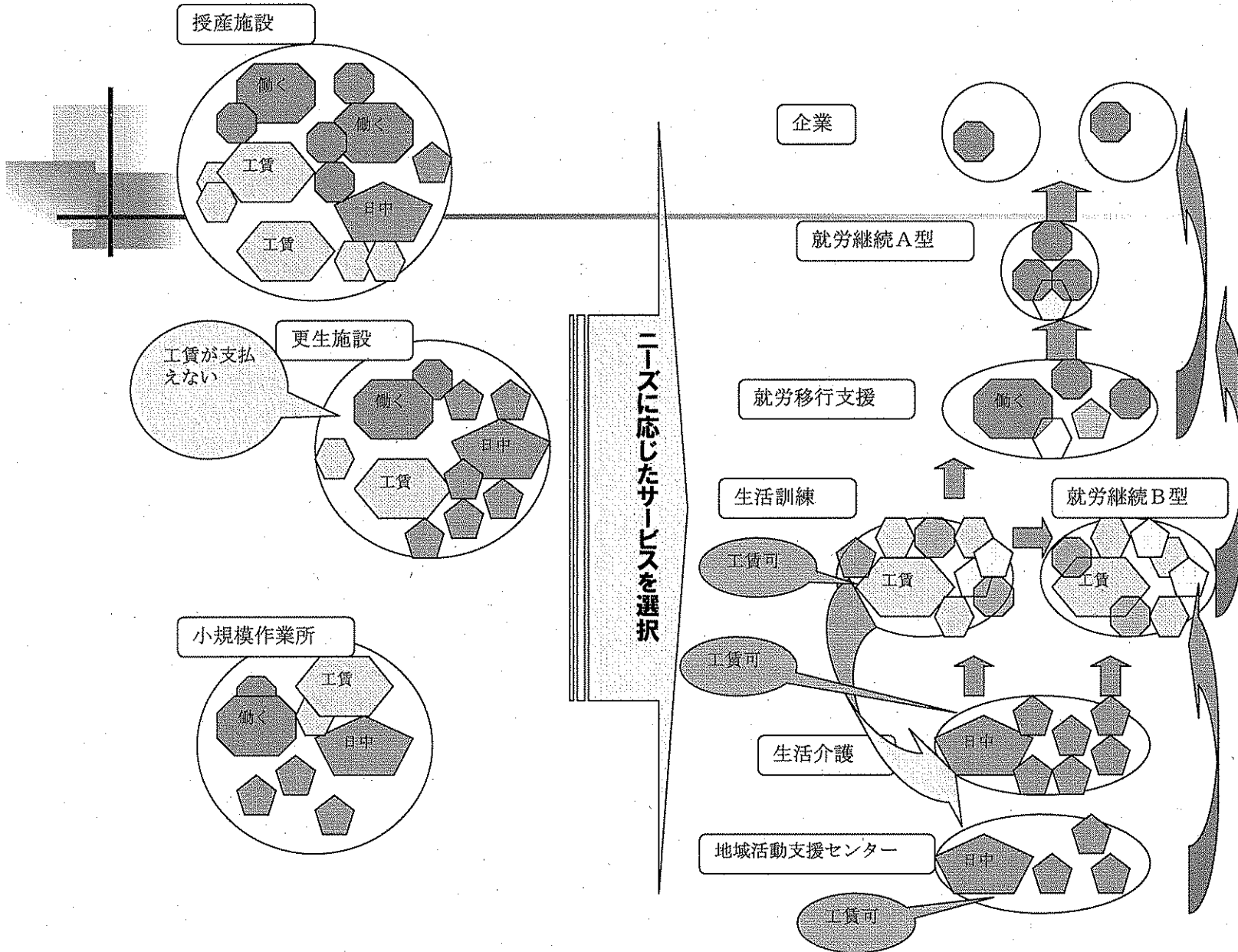
- ニーズにあったサービスがない
- 事業所を変わることに気が引ける
- 個別のニーズに十分対応できない

目指すべき姿

- ニーズに応じたサービスを提供
- ニーズに応じてサービスを選択
- 目標に向かってサービスをステップアップ
- 複数のサービス事業者を利用可能

推進するための取り組み

- 障害福祉計画の見直し作業を通じ、地域に必要なサービスを検討
- コンサルタント派遣等により新事業体系への移行を支援
- 基金事業等を活用し、施設や設備を改修・充実
- 成功例の提示や工賃3倍計画等の推進により就労意欲の醸成
- 個別支援計画の策定推進により、ニーズに応じたサービス選択



小規模作業所等工賃3倍計画について

(1) 背景

障害者自立支援法

- ・地域移行
- ・就労支援の強化

成長力底上げ戦略

- ・可能なかぎり就労による自立・生活の向上

鳥取県障害福祉計画

希望する生活を送るための収入確保が図られる取組みを展開

鳥取県の現状

障害基礎年金

1か月 約66,000円

平均工賃(H18年度)

1か月 約11,000円

生活費

最低限必要な所得

1か月 約10万円

工賃3倍計画

小規模作業所等工賃3倍計画について

(2) 計画の概要

- 目標工賃 月額33,000円以上

最低限必要 約10万円

障害基礎年金 約66,000円

約33,000円

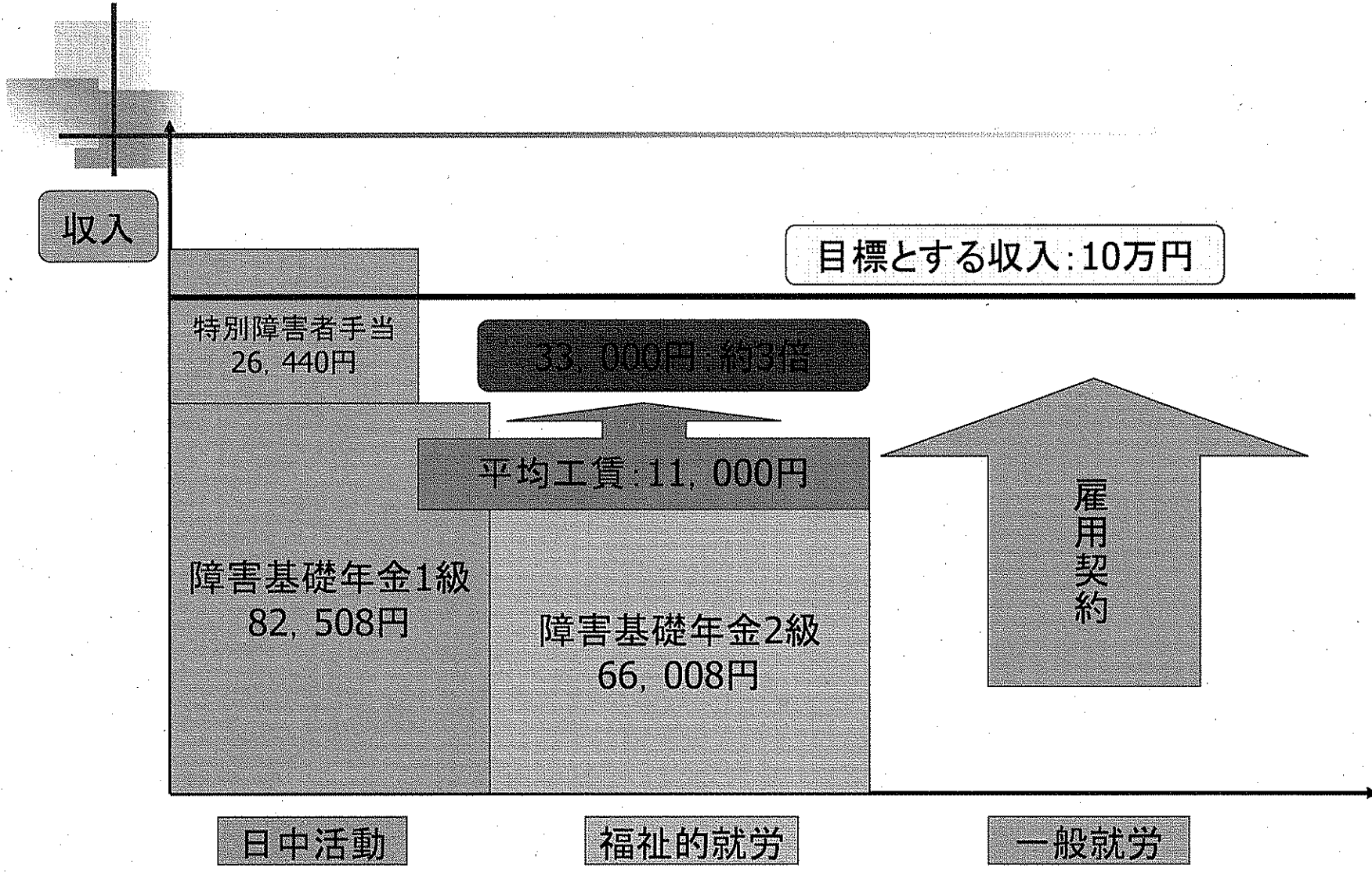
- 計画の期間 平成19年度～平成23年度(5年間)

- 対象事業所

- ・就労継続支援A型事業所
- ・就労継続支援B型事業所
- ・授産施設(小規模通所授産施設を含む)
- ・小規模作業所(新事業体系への移行計画を策定し、工賃引上げに意欲的に取り組む事業所)

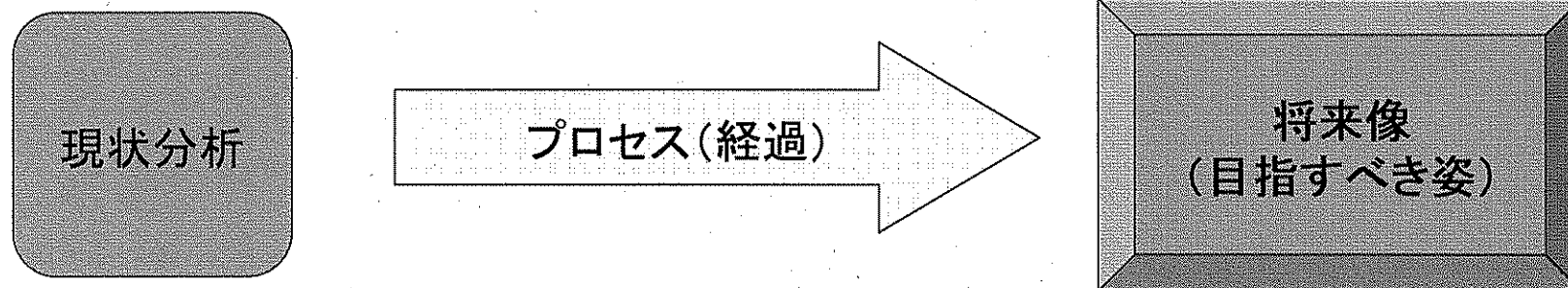
※ 各対象事業所ごとの主体的かつ独自の工賃引上げの取組みに対し、県が支援を行うものであり、3倍、33,000円の実現を強制するものではありません。

障害のある方それぞれの能力・適性に応じ、希望される生活スタイルも異なります。一般就労を目指す方もいらっしゃいます。様々な施策を通じ、個々の障害のある方のニーズに応じた支援を行う事業所を応援します。



4 障害福祉サービス事業所として 利用者と何を約束(契約)するか！

- 事業所としての基本理念、将来構想の合意形成



PDCAサイクルによる自主改善

Plan → Do → Check → Act
(計画) (実行) (評価) (改善)

①現状分析

社会環境：障害者自立支援法の施行

自己決定、自己選択、契約、日割り報酬、地域生活……。

利用者(顧客)のニーズ：現利用者の願いは？潜在的なニーズは？

自己分析：得意分野は？売り(セールスポイント)は？

利用者は満足しているか？不満はないか？

将来の夢、希望を把握しているか？

その夢の実現を支援できているか？……

地域のサービス資源の把握：競合する事業者は？

② 合意形成

合意とは:利害関係者が満足、少なくとも納得できる点

合意形成とは:利害関係者が合意形成に至るまでの話し合いのプロセス

合意形成の基本形:

- ・利害関係者を特定し招集する。
- ・自分だけでなく全員の「利害・関心」を聞き、少しでも満たし、良くなる案を提案していく。
- ・全員が満足できる、少なくとも納得できる案となったとき、「合意」に至る。

③ 利害関係者とは

- 「立場」と「利害・関心」を区分し、特に「利害・関心」に着目。
- 「利害・関心」には3種類ある
 - ① 実質的な利害・関心
支援員、役員、利用者……
 - ② 心理的な利害・関心
保護者、ボランティア、地域住民……
 - ③ プロセス上の利害・関心
自治会、市町村、県……

④ 事業所として何をを目指すのか

- 利害関係者の洗い出し
- 合意形成のプロセスを整理
情報整理、話し合いの順番、時期
- 利害関係者毎に話し合いの場をつくる

PDCAサイクルによる改善を繰り返す

Plan → Do → Check → Act
(計画) (実行) (評価) (改善)

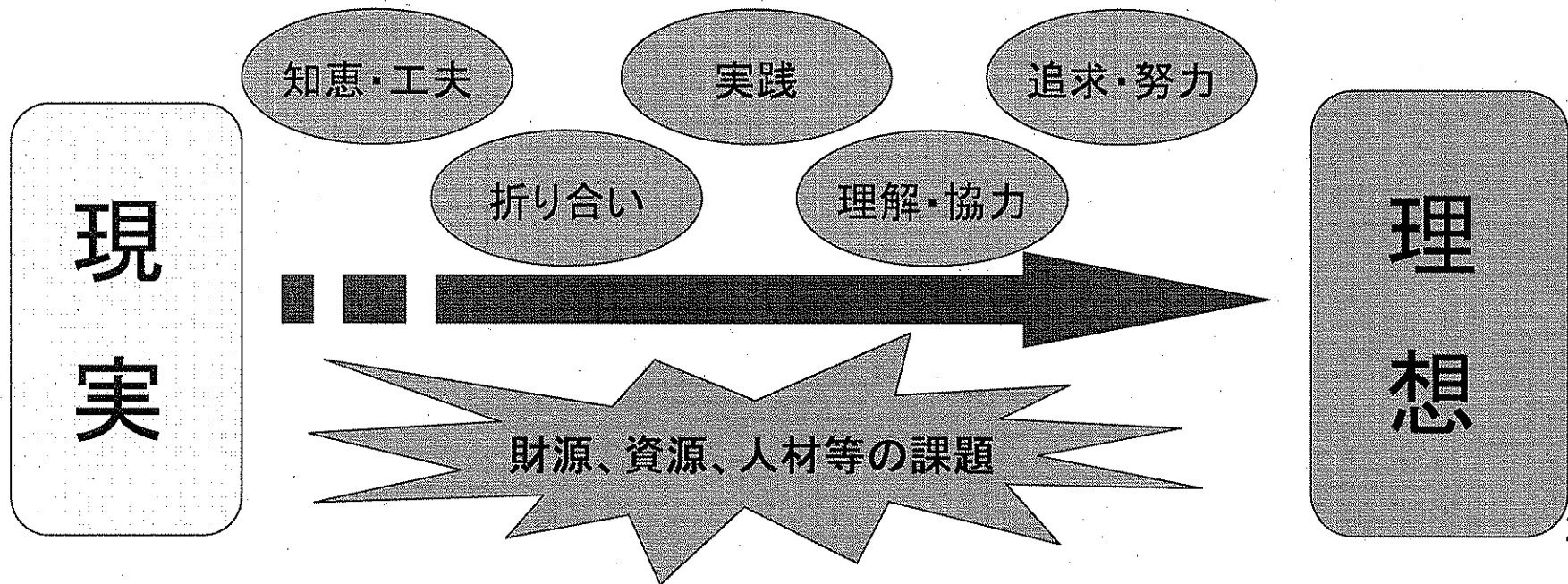
最後に

障害のある方が消費者になることが大きな第一歩

それぞれ対場は異なっても

「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」

という目指すべき方向は一つ





御静聴ありがとうございました